⑹　当該工事の現地での据付期間について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、現地での据付期間は平成27年４月から平成28年３月を予定する。

また、本工事は建設業法第２条に掲げる建設工事の内､「機械器具設置工事」である。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①～②　第１号　2⑹①～②に同じ

③　１人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす同種工事に従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　ポンプ設備を据付した工事であること。

㋐における「ポンプ設備」とは内水排除を目的としたものとする。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし､経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

④　第１号　2⑹④に同じ

⑺～⑽　第１号　2⑺～⑽に同じ

3　総合評価に関する事項

⑴　第１号　3⑴に同じ

⑵　総合評価の方法

①　第１号　3⑵①に同じ

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち､下記㋐､㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また､「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお､「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「ポンプ設備の維持管理性向上」に関する機器の構造や配置等の具体的な提案

㋑　工事全般の施工計画

㋒　施工体制（施工体制評価点）

③～④　第１号　3⑵③～④に同じ

⑤　②㋐の「ポンプ設備の維持管理性向上」に関する機器の構造や配置等の具体的な提案については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）､Ⅲ(15点)､Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）､Ⅲ（15点）､Ⅱ（８点）､Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑶　第１号　3⑶に同じ

⑷　⑵②㋐「ポンプ設備の維持管理性向上」に関する機器の構造や配置等の具体的な提案については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。

⑸　第１号　3⑸に同じ

4　入札手続等

⑴～⑷　第１号　4⑴～⑷に同じ

⑸　第１号　4⑸に同じ

①～②　第１号　4⑸①～②に同じ

③　郵送等による入札の受領期限は、平成26年１月15日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、平成26年１月17日午前11時30分関東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日を予定する。

5　その他

⑴～⑱　第１号　5⑴～⑱に同じ

6　Summary

⑴～⑵　The same with notice above (NO. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the pump equipment for Todai drainage station.

⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)

○第３号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　圏央道成田成井地区改良その２工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　自）千葉県成田市倉水　至）千葉県成田市成井

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝約2,020ｍ　道路土工　１式　掘削工　約247,000㎥　路体盛土工　約17,600㎥　路床盛土工　約7,200㎥　法面整形工　約23,900㎡　残土処理工　１式　法面工　植生工　約29,200㎡　石・ブロック積(張)工　１式　コンクリートブロック積　約940㎡　カルバート工　１式　場所打函渠工　１式　コンクリート　約3,200㎥　鉄筋　約320ｔ　横断管渠工　１式　排水構造物工　１式　調整池工　１式　舗装工　１式　防護柵工　１式　付帯工　１式　構造物撤去工　１式　仮設工　１式

⑸　工期　契約締結の翌日から平成26年12月26日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約3,200㎥、鉄筋　約320ｔ

⑺　本工事は、入札時に「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻～⑾　第１号　1⑻～⑾に同じ

⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、５⑺で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。

⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお､工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は常総国道事務所のホームページにより公表する。

⒁　本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

ただし、契約締結日により工期が180日以下となる工事は、本項の試行対象工事としない。

⒂～⒆　第１号　1⒂～⒆に同じ

2　競争参加資格

⑴　第１号　2⑴に同じ

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　第１号　2⑶に同じ

⑸　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

㋐　掘削又は切土の土量が100,000㎥以上の工事であること。